

公益財団法人東京都道路整備保全公社 優良工事等公表要綱

平成 26 年 4 月 1 日 施行

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

(趣 旨)

第 1 この要綱は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が施行する工事又は委託（以下「工事等」という。）のうち、成績が優良な工事等（工事・委託件名、受注者・受託者名、現場代理人名（委託は代理人名）、主任技術者名）を公表して、受注者又は受託者（以下「受注者等」という。）の施行意欲を喚起し、もって公社事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(公表の対象)

第 2 公表する工事等は、公社施行の成績が優良な工事等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特に困難な施行条件を克服して工事等を完遂したもの。
- (2) 施行に当たっての熱意等が特に優れ、他の模範となるもの。
- (3) その他、公社事業の遂行に著しく貢献したもの。

(公表の方法)

第 3 公表は、総務部において掲示して行う。

- 2 公表した工事等の受注者等には、書状をもって賞することができる。
- 3 公表は、年 1 回、前年度に完成した工事等について行うものとする。

(公表の手続き)

第 4 工事等主管課長は、この要綱により公表する必要があると認めるものがあるときは、所管部長に内申するものとする。

- 2 所管部長は、前項の内申を受け内容が適当であると認めるときは、理事長に推せんするものとする。

(公表工事等選定委員会の設置)

第 5 公表の適正を期するため、公社に公表工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、公表の対象として適当であるか否かを審査するものとする。

- 2 委員会の組織及び運営は、首脳部会議に準ずるものとする。
- 3 委員会の審査を補佐するため、幹事会を設置することができる。
- 4 幹事会の幹事長は総務部長とする。

(公表する工事等の決定)

第6 理事長は、第4の2の規定による推せんがあったときは、委員会の議を経て、公表する工事等を決定するものとする。

(優遇措置)

第7 優良工事等として公表された受注者等は、公表の日から1年間(以下「優遇期間」という。)において公表された工事等と同一の業種に限り、公社の指名競争入札等の参加について他の者に優先して指名を受けることができる。ただし、優遇期間中に競争入札参加有資格者指名停止等の処分があった場合は、優遇措置を取り消すこととする。

(優良工事等の取消し)

第8 優良工事等として公表された工事等のうち、公表後にその当該工事等において、優良工事等にふさわしくない事項が発覚した場合、委員会の議を経て優良工事等の取消しを行うとともに、公表するものとする。

(細目)

第9 総務部長は、この要綱の実施に関し必要な事項について、細目を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、第2の規定に基づき公表することとなる委託は、平成27年4月1日以降に契約を締結した委託とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。